特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第９号

札幌市白石区南郷通20丁目北３番28号
清算株式会社　国策工業株式会社
代表清算人　大川　哲也

1　決定年月日　平成22年11月22日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　協定債権の支払いの免除

清算株式会社国策工業株式会社（以下「会社」という。）は、全資産の換価により得た残存する金員から、公租公課、特別清算手続に必要な費用等を控除した後の金員を弁済原資（以下「弁済原資」という。）として、協定債権者に対し、第２項に定める弁済を行い、同時に、協定債権者から各弁済額を控除した残額について免除を受ける。

2　弁済

会社は、本協定案の認可決定確定日から１か月以内の弁済日に、協定債権者に対し、弁済原資をもって別紙協定債権弁済計画表（協定債権総額1,435,270,931円、弁済総額174,354,100円、配当率12.14781796パーセント）のとおり弁済を行う。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。

3　弁済の場所・方法

⑴　本協定に基づく弁済は、清算人代理人事務所（札幌市中央区北４条西20丁目１番28号）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に、協定債権者の費用負担で振込送金する。

⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、会社は当該弁済金を、札幌法務局に供託する。

4　追加弁済

第２項による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを会社が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを第１項により、弁済と同時に免除を受けた各協定債権者の協定債権の残額の金額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、第１項による免除の効力は失われるものとする。

（別紙省略）

札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２２年（再）第３１号

兵庫県三木市吉川町吉安877番地の１
再生債務者　三明株式会社

1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年３月４日から平成23年３月15日まで

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１７年（再）第１号

群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀1031番地
再生債務者　医療法人有朋会

1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成22年11月24日　前橋地方裁判所太田支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第４２号

大阪市西区九条南４丁目１番18号
再生債務者　株式会社ファンデリック

1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市北区西天満１丁目７番20号　ＪＩＮ・ＯＲＩＸビル３階　あかし法律事務所　弁護士　原田　裕彦
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。

平成22年11月22日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第４４号

北海道苫小牧市日吉町３丁目５番13号
再生債務者　渋井由美子

1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月15日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月４日から平成23年１月11日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（再イ）第３５４号

名古屋市瑞穂区瑞穂通８丁目17番地の２　さくらＨｉｌｌｓＡＲＡＴＡＭＡ409号
再生債務者　中平　　真

1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月15日まで
4　一般異議申述期間　平成22年12月22日から平成23年１月５日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第１２９号

愛知県豊田市梅坪町１丁目19番地11　ハイム丸喜201号
再生債務者　村崎　洋介

1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月15日まで
4　一般異議申述期間　平成22年12月22日から平成23年１月６日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２２年（再イ）第６７６号

北海道恵庭市恵南63番地　南恵庭駐とん地
再生債務者　今村　大輔

1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月16日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月５日から平成23年１月12日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第６７７号

札幌市中央区南13条西16丁目２番23―202号
再生債務者　和田　信一

1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月16日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月７日から平成23年１月14日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第６８５号

北海道江別市いずみ野19番地の14
再生債務者　苗村　史郎

1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月16日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月５日から平成23年１月12日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第６８９号

札幌市中央区南13条西８丁目１番25―602号
再生債務者　原　　裕史

1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月16日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月７日から平成23年１月14日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第６９１号

札幌市豊平区美園８条３丁目５番24―201号
再生債務者　今井　大樹

1　決定年月日時　平成22年11月25日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月16日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月５日から平成23年１月12日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第１０６号

千葉県印西市原山３丁目８番地13棟504号
再生債務者　伊藤　博子

1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年12月16日まで
4　一般異議申述期間　平成23年１月４日から平成23年１月13日まで

千葉地方裁判所佐倉支部